

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

2024-10-18 こども若者シェルターに関する検討会（第4回）

14:00～16:00

○川松座長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、第4回「子ども若者シェルターに関する検討会」を開催いたします。

皆様、聞こえていらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

○川松座長 ありがとうございます。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、阿部構成員が欠席となります。

本日の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信しておりますけれども、オンライン会議の撮影、録画・録音は禁止しておりますので、傍聴者の皆様におかれましては、どうぞ御協力をお願いいたします。

議事に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○野中課長 それでは、事務局より資料の確認をさせていただきます。配付資料の右上に番号を付しております、資料1、2の計2点でございます。

資料1 「こども若者シェルターに関する検討会における主な検討事項」の考え方(案)

資料2 こども若者シェルターに関する検討会における主な検討事項
でございます。

資料の欠落等ございましたら、チャット機能等で事務局にお申し付けいただければと思います。

○川松座長 ありがとうございます。

頭撮りはここまでとさせていただきますので、記者の方は御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○川松座長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

前回から、主な検討事項について、項目ごとに検討を始めております。

今日は、3番目と4番目の課題になります。

「3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項」、「4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について」、2つの大きなテーマにつきまして、今日は御議論いただきたいと思います。

まず、最初に事務局から、資料1について御説明をお願いいたします。

○初鹿課長補佐 それでは、事務局から資料1について御説明させていただきます。

本検討会は、開催要項にありますとおり、今後、各都道府県等において、こども若者シェルターの整備を進めるに当たって、その適切な運用が図られるように、こども若者シェルタ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

一に関するガイドラインを策定することを目的として開催し、「こども若者シェルターに関する検討会における主な検討事項」で掲げさせていただいた論点に沿って、御議論をいただいているところでございます。

ガイドラインには、御議論を踏まえて、児童福祉法や民法等の関係法令の規定ですとか、こども若者シェルターにおいて、こども・若者を支援するに当たって実施が必要と考えられる事項、実施が望ましいと考えられる事項等がまとめられていくことを想定しております。

今回は、主な検討事項のうち、「3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項」、「4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について」の各論について御議論いただくため、考え方の事務局案を資料1としてお示しをさせていただいております。

1ページ目、「3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項」でございます。

具体的な論点は、「入所中のこども・若者の権利擁護やこども・若者のニーズを踏まえ、シェルターにおける生活上のルールの設定等において、どのような点に留意すべきか。

利用者の安全確保の観点から住所の秘匿等が求められる中で、携帯電話等の利用や通勤・通学を含む行動制限等を必要最小限にするために、どのような工夫が考えられるか。

学校に在学しているこども・若者について、適切な教育が受けられるようにするためにどのような対応が必要となるか」でございます。

ここから先のページは、事務局の考え方の案のところに、実施が必要と考えられる事項は下線黄色ハイライト、実施が望ましいと考えられる事項は青色ハイライトで表記をさせていただいております。こちらの色分け自体も含めて、御意見をいただけるとありがたいと考えております。

考え方ですけれども、1ページ目、総論としまして、「シェルターに入所中のこども・若者の生活上のルールに関しては、入所時等に、生活上のルールの内容とその理由についてこども・若者向けのしおり等の説明資料に記載し、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明し、当該ルールの下で生活することとなることも含めて、シェルターの利用について、利用者本人の同意を得ることが必要である。

当該ルールがこども・若者の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものであることに留意が必要である。その内容については、こども・若者の意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直しを行うことが望ましい。

また、こども・若者一人ひとりの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、その個別事情にかかわらず一律なルールを課すことでこども・若者にとって過度な負担とならないよう対応することが望ましい」というふうに、考え方を示させていただいております。

続きまして、2ページ目でございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

入所時・入所中の「生活上のルールについて、例えば、どのようなものが必要か」ということで、「シェルターの他の利用者とお互いに居心地よく安全に生活する観点」、「こども・若者が安全・安心に生活する観点」ということで、それぞれ6点ずつ例示をしております。

過不足がありましたら、御議論いただきたいと思います。

また、「災害・緊急事態発生時の対応として、シェルター事業者は、防災や防犯に関する体制を構築するとともに、シェルター利用中のこども・若者に対して、入所にあたって、緊急時の連絡方法等を説明することが必要である」とさせていただきます。

続いて、退所時に関する取扱いですけれども、「退所時に、必要最小限のルールとしてどのようなものが必要か」。「退所を希望する時の対応」と「預かり品の取り扱いについて」を載せさせていただきます。

こちらについても、過不足がありましたら御議論いただきたいと思います。

続きまして、3ページ目でございます。

所持品の持込制限に関するところでございます。

「持込制限をする私物の範囲は、こども・若者の安全や福祉の確保の観点から、必要最小限のものとなるよう特に留意が必要。

スマートフォンや携帯電話等の通信機器についても、持込や利用制限は必要最小限のものとなるよう留意すべきであるが、『保護者等との連絡が可能なものであり、居場所が特定されるおそれもあること』、『SNS等を通じて別の居場所を探し、犯罪に巻き込まれる等のおそれもあること』から、当該こども・若者の状況等によって持込や利用制限が必要となる場合もあると考えられる。

しかし、『こども・若者の通信機器の利用ニーズの高さを踏まえれば、持込制限により、こども・若者のシェルター利用につながらない可能性も十分考えられること』、『就職活動の履歴書に連絡先を記載する等、通信機器の保有は自立に向けて一定の必要性があること』、『通信機器の使用が心理的にも大切なものになっていること』等を踏まえれば、通信機器は、こども・若者の安全や福祉の確保の観点で支障がない範囲で利用が可能となるように、こども・若者の意見を十分踏まえて、対応を検討することが望ましい。

例えば、『利用の際は、シェルターの個室ではなく事務所等に移動して利用してもらう』、『職員が在籍の間に利用する等、利用時間帯を決める』、『シェルターから通信機器を貸与する』等が考えられるのではないかと、考え方を示させていただきます。

続きまして、通学を含む行動制限です。

「児童の教育を受ける権利を保障する観点から、安全面等への配慮やその他の事情を総合的に考慮して、できる限り制約が少なくなるよう留意すべき。また、当該児童の状況等に応じた通学が可能となるような支援を行うことが望ましい。

通学をすることができない事情がある場合では、原籍校と相談する中で、可能な範囲で、タブレット学習端末の活用など児童の習熟状況に応じた学習教材の提供などによる学習支

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

援を行い、児童の学習の機会を保障することが望ましい。

通学や通勤を制限する場合には、入所時に、こども・若者本人に対し、丁寧に説明をしたうえで、利用の意思を十分確認することが必要である」としております。

ここまでが項目の3番でございます。

4ページ目からは、「4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容や支援に当たっ
ての留意点、支援を担う人材の育成・確保について」でございます。

4ページ目以降も、実施が必要と考えられる事項は下線黄色ハイライト、実施が望ましい
と考えられる事項は青色ハイライトで表記をさせていただいております。

最初の論点でございますけれども、「宿泊場所の提供に加え、シェルターへの入所中にお
いて、どのような支援が必要となるか」でございます。

「こども若者シェルターの利用を希望するこども・若者は、多様なニーズを有しており、
ニーズの個別性に対応する機能を幅広く確保しつつ、支援においても様々なニーズへの対
応を実践することが望ましい。

また、安全確保等の理由からこども・若者に一定の利用ルールの遵守を求めることもある
一方で、こども・若者自身の自己決定を支援することも同時に考慮される必要がある。こど
も・若者の最善の利益を追求するため、本人の意思確認や希望の定期的・継続的な聴取を通
じて支援ニーズと利用実態が合致するよう調整を図ることが必要となる。

支援内容としては、こども・若者が安心・安全を感じられる宿泊場所や居場所の確保、食
事の提供や家事の実施といった生活支援、対人関係の悩みや将来への不安等を抱えるこど
も・若者への相談支援等を基本的な機能とした上で、シェルター事業者の独自性や専門性に
応じた追加的な機能を統合し、一体的に支援を提供するものと考えられる」としております。

続きまして、5ページ目でございます。

「宿泊を含む居場所を確保する上では、こども・若者のニーズに適した運営方法や形態の
住居を提供することが望ましい。利用契約の締結に当たって、宿泊場所の形態について、こ
ども・若者に十分説明することが必要となる。なお、いずれの形態であっても、利用中のこ
ども・若者がプライバシーへの配慮を含め安心感を持ちながら、健康で文化的な住生活を営
めるよう、十分な居室面積の個室を確保することが原則である。

また、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、居室の適切な設定・管理に十分配
慮する必要がある。独立性の高い構造の居室の場合は、利用中のこども・若者からの連絡等
に応じて迅速に対応したり、毎日巡回して居室環境を確認したりすることが可能な体制を
確保することが求められる。

こども・若者に対する職員の接遇についても、権利擁護やトラウマインフォームドケアの
視点から十分に考慮し、安全面で配慮が必要なこども・若者が利用する場合は、職員による
声掛けや生活状況の見守りなど、状況に応じた安全確認ができるよう、定期的かつ頻回な対
応ができる体制を確保するとともに、こうした対応を取ることにについて利用開始時にこど

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

も・若者の理解を得ておくことが望ましい」としています。

続きまして、6ページ目、相談支援でございます。

「相談支援に当たっては、こども・若者が直面している現在の困難への対応だけでなく、退所後も展望して実施することが必要となる。居場所提供や生活支援等の関わり、あるいはこども・若者も参加するケースカンファレンス等の場を通じて可能な限り自己決定を促す取組とするなど、本人の話を聞きその意向を尊重しつつ、こども・若者の最善の利益の実現を図ることが望ましい。

相談支援の実施主体については、こども・若者に対して従前より相談支援を担当している主体がある場合は、こども若者シェルターは当該機関と密に連携することが望ましい。

また、こども・若者が利用期間を終了した後の居所や居場所など退所先の調整、生活の見通しの確保、継続的な支援体制の構築といった事項は、こども若者シェルターでの相談支援において特に期待される役割であると考えられる。このうち退所先調整に関しては、こども・若者だけに留まらない幅広い地域資源に通じていることが望ましい」。

続きまして7ページ目、追加的な機能でございます。

「例えば心身の不調への対応、就労や就学の支援、法的対応のサポート等、個別性の高い支援ニーズを把握することが想定される。こうしたニーズは、こども・若者への丁寧な対応のために可能な範囲で対応することが望ましいところであり、こども若者シェルターは、支援の充実を図るために専門性を有する担当職員の配置や外部専門家への委嘱契約等を行うことも考えられるほか、都道府県等が設置している各種の協議会等の場を通じて、関係機関とのネットワークを強化し、連携して支援を実施することも期待される。

また、利用者間の交流や元利用者によるピアサポート、こども・若者に限らない地域資源やコミュニティとの関わりづくり等、こども若者シェルターの独自性を活かした取組も期待される。都道府県等がこども若者シェルターに呼び掛けて連絡会を開催するなど、支援団体間でのネットワークを強化することも都道府県等の役割であると考えられる」。

続きまして、8ページ目でございます。

次の論点は、「シェルターの入所期間や回数の設定についてはどのように考えるべきか。入所期間や目的が異なるこども・若者に支援を提供するに当たっては、どのような点に留意することが必要か」でございます。

「こども若者シェルターが提供する宿泊を含む居場所は、事業の実施要綱において、基本的に緊急対応も含めた一時的な利用を想定しており、入所期間は1日からおおむね2か月までの比較的短期間の安心・安全の確保を念頭に置いているが、こどもの最善の利益の観点で妥当である場合には、2か月を超えることも想定される。

また、生活に慣れてきた時点で、こども・若者の意向確認や一定のアセスメントを前提とした生活基盤の確保や相談支援を実践する段階へと移行することが望ましいことから、事業の実施要綱において、利用開始後2週間を目途として支援計画を策定することとしてい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

る。また、滞在が2か月を超える場合については、退所後を見据えた移行支援等の計画的な実施が望ましい。

なお、頻回利用のケースについては児童相談所や都道府県とこども若者シェルターの間で対応方針を協議することが望ましい」としております。

続きまして、9ページ目でございます。

「シェルターへの入所中に、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等、こども・若者に特別な支援のニーズがある場合には、どのような対応を行うことが適切か。また、医療を受ける必要性がある場合、医療費についてはどのような対応が可能か」でございます。

「こども若者シェルターでは生活支援や相談支援を通じて、こども・若者と職員の双方が適切な支援に繋がる気づきを得られることが望ましい。

このうち医療に関しては、こども若者シェルターとしては日常的な服薬管理や医療機関への通院同行だけでなく、心理療法担当職員を配置して必要な場合に心理療法を実施することも可能であると考えられる。また、他制度による医療費の支弁も必要に応じて検討することが望ましい。

シェルターを利用するこども・若者に対し、その生命、身体に関する危険の発生を予防し、健康を守るため、適切なアレルギー対応や服薬管理を実施する上で、正確にアレルギー情報や服薬情報を把握しておくことが必要であり、また、こども・若者本人が、自身のアレルギー情報、既往歴や服薬情報を十分に理解していない場合もあるため、把握する関係機関（かかりつけ医や学校等）に、本人の了承を得た上で、情報提供を求めることが望ましい。

シェルターを利用する児童に医療が必要な場合には、親権者等による医療同意を得ている等の事情がある場合以外、児童相談所長は児童福祉法第33条の2第4項の権限を有することを踏まえ、児童相談所に通告又は連絡をして、一時保護委託を受けるようにすることが必要である。

シェルターを利用する18歳以上の若者に医療が必要な場合には、シェルターに要保護責任が生じる可能性を踏まえて、緊急搬送等を行うことが必要である」としております。

続きまして、10ページ目でございます。

「こども・若者間でトラブルが生じたり、こども・若者が事前に連絡なくシェルターからいなくなったりした場合にはどのように対応すべきか」でございます。

利用者間の葛藤やトラブルが起きたときには、必要な法令上の対応を行った上で、職員が当事者との対話を通じて思いを聴き取ったり、建物構造上可能な範囲で利用者同士の生活導線や生活時間帯をずらすなど距離を置ける工夫をしたりすることが望ましい。

当事者が他のこども若者シェルター等に居場所を得て転居するなど、他団体との連携によって退所先の調整を図ることが望ましい場合もあると考えられる。

こういった事態を防ぐために、支援の開始時におけるこども・若者の意向確認の際、無断外泊や利用者間トラブル等への対応方針を入念に説明しておくことが必要である」として

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

おります。

続きまして、11 ページ目でございます。

「退所後において、どのような支援が必要となるか」という論点でございます。

「将来的な自立に向けた取組を行えるよう、例えば退所先での生活の定着促進に焦点を当て、定期的な支援物資送付や訪問面談など、一定期間を区切って自立を支援することも考えられる。

また、こども若者シェルターの実施主体が同一法人内で別の事業を実施している場合は、こども若者シェルターの利用者が退所先として当該事業を利用することで、関係性を保ちつつ別の制度枠組みによって手厚い支援を継続的に実施することも考えられる。

また、こども若者シェルター利用後、SNS での連絡や食事会等のイベント告知によって関係性を維持し、元利用者と現在の利用者からなるコミュニティとして期間を区切らず繋がりを持ち続けることも考えられる」としております。

続きまして、12 ページ目でございます。

「こども・若者に対して各種支援を行うに当たって、共通して、あるいは、各種支援ごとにどのような点に留意が必要となるか」でございます。

「多様な支援ニーズを有するこども・若者を一律の方法論によって支援するのではなく、個別性に対応した支援の実施が必要である。また、そうした状況によって生活意欲の低下やトラウマ等の生きづらさを抱えていたり、大人に対する不信感があったりすることで、職員との関係を構築しづらい場合もあるため、こども若者シェルターでは冷静かつ粘り強い関わりが望ましい。

職員は権利擁護やトラウマインフォームドケア等の基本的な知識を学んだ上でこども・若者に関わるほか、関係機関と支援方針を密に共有し、利用者に対して一貫して支える姿勢を示すことが必要である。安心・安全の確保の観点からメンタルヘルスのケアに関して関係機関内で情報共有を図ることは重要度が高く、利用者本人の同意や参画のもと、地域の協議会等の制度枠組みを活用することが考えられる。

また、本人主導の意思決定を促すことが重要であり、利用者の意向を都度確認しながら支援内容を具体的に決定していく手続きが実践されることが期待される。特に相談支援は、退所後も本人がこども若者シェルター以外の様々な支援機関の援助を利用しつつ自立した生活が営めるよう、相談支援の適切な活用方法を学ぶ機会になりうると考えられる」としております。

最後に、13 ページ目でございます。

「こうした支援を担う人材の育成や確保に向けて、どのような対応が必要か」という論点でございます。

「こども若者シェルターでは基本的な機能として宿泊を含む居場所の提供、生活支援、相談支援を掲げており、いずれにおいてもこども・若者への傾聴の姿勢を基本とした伴走支援

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

が求められるため、支援の担い手は、これらを実践できることが必要である。また、職員がチームワークを発揮してこども・若者の処遇にあたることも必要である。

こうした人材の育成や確保については、実施主体が法人内で別事業を実施していたり、関係機関が関連性の深い事業を実施したりしている場合は、そうした事業の経験を積むことでこども・若者との関わり方を学ぶことができると考えられる。また、隣接領域における実務経験を通じて多様なニーズを有するこども・若者との関わりを学ぶことや、外部研修によりこども・若者の支援に関する幅広い知識・技能を修得することも考えられる」というふうにさせていただいております。

資料1の説明は、以上でございます。

○川松座長 ありがとうございます。今回も、とても豊富な内容になっております。

ここから、3つに分けて、皆様から御意見を伺ってまいりたいと思います。

最初は、1～3ページの部分で、大項目の「3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項」に関する部分について、御意見を頂戴してまいりたいと思います。

早速ですが、委員の皆様から御意見がございましたら、手を挙げる機能を使ってサインを出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

川村委員、お願いします。

○川村委員 よろしく願いいたします。いくつか気になった点をお伝えします。

まず、全体的なことですけれども、今回、原案をいただいて、各項目を起こしていただいているのですけれども、各項目も、現在の時点では包括的、総論的な内容かなと思います。今後ガイドラインを作って作成していく際には、今、ルールとか制限のところは豊富にありますが、プラス、生活面や、その提供に関わること、具体的に居室とか食事、衣類、衛生関係、遊び、備品設備とか学習など、ケアの部分について、ガイドラインではもう少し具体的にボリュームを持たせて書いていけるとよいかかなと思いました。

この後、制限のことなど議論があると思っておりますけれども、ガイドラインをつくっていくときに、なににの制限、なににの制限というふうに見出しを付けていくと、ルールや制限だらけのきつい印象のガイドラインになってしまうので、清書していくときには、表現を意識してつくっていけるとよいかかなと思いました。

ルールについて、あと2点あります。

必要最小限の生活上のルールとして、ほかに考え得るものですが、当たり前と言えども、当たり前ですが、暴言、暴力、いじめ、誹謗中傷、破壊行為の禁止、こういったものをしおり等に記載して、利用者に示すスタンダードなものとしてガイドラインにもあってもよいかかなと思いました。

それから、留意すべきルールの検討ですけれども、こども・若者が加害行為やルール違反、故意に備品や設備を壊した場合の対応や弁償の対応について、これも一切ガイドラインで

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

触れないよりは、余裕があれば、どういったスタンスで対応していくとよいのかというのを示しておくといいかなと思います。一時保護ガイドラインを参考にされるとよいかなと思いました。

単に一律に罰を与えたり、反省を促したりというようなことではなく、「こども・若者に、そうせざるを得なかった背景や特性、困難な状況等があるということを考慮した上で、ステップアップにつながるような振り返りや支援を展開することが重要」といった書きぶりが一時保護ガイドラインがあるので、それを参考に、付け加えられるとよいかなと思いました。以上です。

○川松座長 ありがとうございます。今後、ガイドラインに落とし込むときに、より具体性をもって、今の御指摘について御記載いただけたらと思います。

では、薬師寺委員、お願いします。

○薬師寺委員 今、川村委員もおっしゃったのですけれども、児童福祉でこれまで培ってきた子どもの権利ノートではないですけれども、生活ルールとか制限のことだけではなく、あなたにはこんな権利があるとか、ここではこんな支援が受けられるということも記載すべきだと思います。

あと、虐待行為の禁止というところは、他のこどもとか当該こどもだけではなくて、職員も含めて、こども若者シェルターは、安心・安全な環境を整える必要があるということに記載すべきだと思います。

被措置児童等虐待というのが児童福祉法の第 33 条の 10 で規定されていまして、児童養護施設、里親、一時保護等は、そういった法が適用されるのですけれども、こども若者シェルターにはそれが適用されるのかどうか。適用されないのであれば、いわゆる金もうけを目的とした福祉ビジネスのような形で入ってこないように、ガイドラインには明確に禁止事項として記載して、起こったときには、行政の調査権とか指導権限を明確にしておいたほうが良いと思います。

当面、予算事業ですので、自治体が委託するに当たっては、適切な環境か見極めるということが前提だと思いますけれども、権利擁護の項目においては、権利侵害に当たる行為の禁止というのは、利用するこども・若者、プラス職員も含めて書くべきかなと思いました。

以上です。

○川松座長 こどもの権利に関する部分をきちんと伝えられるように明記していただきたいということと、こども向けだけではなくて、職員の行動に関する記載も必要だという御意見です。整理が必要になってく部分もあると思います。ありがとうございます。

○初鹿課長補佐 薬師寺委員からの御質問の、被措置児童等虐待のところですが、規定に該当するかで言えば、直接的に該当してこないようなところではございます。ガイドラインのほうでどういうふうに対応していくか、書きぶりなどは検討していきたいと思います。

以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

○川松座長 ありがとうございます。御検討をお願いします。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。各論的なところにいきます。4つあります。

1つ目は、2枚目のマーカーが付いているところで、2行目、「入所にあたって、緊急時の連絡方法等を説明する」と書いていただいています。緊急時の連絡方法というのは、誰から誰に連絡する方法を説明しておけという意味なのかが分からなかったです。

残り3つは3枚目です。

「持込制限」という言葉と、前の2枚目に「預かり品」という言葉も出てきますが、実際施設運営を考えると、こどもが持ってきたものを、施設にいる間は施設が預かって本人が自由に使えないパターンと、部屋の中にまで持ち込んで本人が自由にできるものと、2段階に分かれると思います。

例えば、お酒やたばこだったら、預かりもしないで、そもそも持ってきてはだめよとなるかもしれないので、その辺の概念が、今書いていただいているので全部統一されているのかどうかというのが気になったところです。もしかしたら問題ないかもしれませんが、そういう2段階に分かれるということは、意識していただいたほうがいいかなと思いました。

3つ目ですが、3枚目の下から4行目、「原籍校と相談する中で」という言葉が出てきます。学習権の保障の話ですけれども、原籍校と相談することが望ましいとこども家庭庁が考えるのであれば、何らかの通知なり通達なりを文部科学省とかに出しておいていただかないと、「どこどこのNPOです。お宅の学校に通っている何年何組の何々さんの話です」と電話をして、相手にしてくれる学校はほとんどないと思います。ここは、本当にやれというのだったら、そういうことを考えていただく必要があるかなと思いました。

あと、3ページ以外にも、今回、こうあったら望ましいということをついばい書いていただいている、例えば、シェルターで通信機器を貸与するとか、通学には付き添いがあったほうがいいとか、タブレット学習端末の活用とか、いろいろ書いていただいています。どれもこれもお金がかかる話です。こういうことを書くということは、やるなら、そのお金はどうなるのかということまで、こども家庭庁のほうである程度整理していただかないと、あったほうがいいよねと言われても、やっているほうはしんどいよねというのが正直なところでは。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。

○初鹿課長補佐 御意見をいただいた2ページ目、「緊急時の連絡方法等を説明する」。こちらのイメージとしては、緊急事態が起きたときに、利用者がシェルターの職員に連絡できるようにしておくという意味で記載しております。ガイドラインに落とし込んでいくときに、御指摘いただいた誰から誰にというのは、分かるような形にしたいと思います。

以上でございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

○川松座長 ありがとうございます。持込制限や預かり品の概念、整理が必要かどうかは、もう一度よく読んだ上で必要であれば御検討いただくこととします。

原籍校の相談に関してですが、就学中のお子さんの場合は児相の一時保護委託として受けられる場合が多いという気もします。その場合は、児相が主として間に入ってやっていて、児相のコントロールの下にあるお子さんが多いと思いますが、シェルターが直接やり取りすることがどの程度あるかというところですね。仮にシェルターのほうで直接やり取りする場合に、学校のほうが、この人はどこの誰なんだとならないように配慮をということでしたけれども、その辺りはどんな方策があるか、御検討いただければと思います。

○初鹿課長補佐 指摘を踏まえて検討させていただきます。

○川松座長 ありがとうございます。そのほか、ございますか。

黒田委員、お願いします。

○黒田委員 3ページのところで2つあります。

3ページの真ん中の「例えば」というところで、「利用の際は、シェルターの個室ではなく事務所等に移動して利用してもらう」というのは、居場所を特定されるおそれがあるからシェルターのある建物ではなくて、別の建物にある事務所に移動して利用してもらうということなのか、同じ建物内のそれぞれの個室空間とかではなく職員がいる部屋などで利用ということなのか、どちらなのかと思っています。もし后者だったら、シェルターが特定されないようにするためならば意味がないと思うので、その趣旨を確認したいです。

2つ目に、「例えば」の2つ目、「職員が在籍の間に利用する等、利用時間帯を決める」とありますが、ここの場所に限らず、利用時間帯を決めるのは、こども・若者にとってどういったメリットがあるのかという、こども・若者の視点が感じられる書きぶりで書いたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。どのようにこどもさんの安全を守るのかという視点が盛り込まれるといいということかなと思いますけれども、事務所等の記載については何かございますか。

○初鹿課長補佐 1点目の「利用の際は、シェルターの個室ではなく事務所等に移動して利用してもらう」、こちらについては、黒田委員が挙げていただいた、どちらもあり得ると思っています。2点目と1点目はある程度共通していますが、利用時間帯を決めるとか、利用場所を個室でないところによって、夜間も含めて無制限に使ってしまうと生活リズムが整っていかない可能性がありますので、こどもの安全・安心を守っていくために生活リズムを整えるという観点で、時間や場所というのを整えているかどうかという意味合いで書いているところでございます。

御指摘いただいたとおり、入っていただくこども・若者にどういう良さがあるのかというのが見えづらい書き方になっていると思いますので、ガイドラインの際には工夫したいと

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

思います。ありがとうございます。

○川松座長 ありがとうございます。通信機器を使うことで追跡されて安全確保ができない事態に至ってしまうという観点からすれば、同じ建物の中で部屋を借りても GPS 等での追跡はされてしまうので、黒田委員おっしゃるように、同じ建物の中であれば、場所を変えても効果的ではないかなという気もいたします。ですので、私はこれを読みながら、その法人の別の場所にある事務所のことかなと取っていたのですが、理解が異なる可能性があるもので、文言は整理していただいたほうがいいかなと思いました。

この辺りはシェルターを実際になさっている皆さんから、どんなふうにしたら安全確保ができるか、追加で御意見をいただきたいと思います。

羽生委員、お願いします。

○羽生委員 私からは2点あります。

特にここで詳細に議論しようというわけではないのですが、1 ページ目、入所の際にこども・若者に対して説明して同意を得ると書いてあります。この同意というのは、利用契約に対する同意とはレベルが違ってくると思うのですが、どの程度の同意を想定しているのかというのが一つ疑問に思ったところです。

説明して十分に理解をした上での明確な同意を求めているのか、明確でなくても、例えば首を縦に振るなり、何らかの意思表示を求めているのか、それとも、心ここにあらずということが分かるけれども、「うん」と言っているならそれでいいのかという、その同意のレベルがちょっと気になりました。ここで深く追求するつもりはありませんが、「同意を得る」と書いてある以上は、どのような同意なのかというのが気になりました。

2点目ですが、総論のところに関わってくるのですけれども、文章として明文化するかどうかは別の話ですが、シェルターの職員としては、こどもの意向などを最大限に尊重しながら安全や福祉を守っていく。そして、将来的な自立につなげていきたい。それが短期間なものになると、あるいは、少し期間が長くなると、いずれにしても、最終的なところとしては将来的な自立に向けた支援であると。そうなった場合、ここに書かれていることは、こども・若者に対して、こうしてね、ああしてねという内容なので、こどもや若者が受け手になってしまうような気がしてならないです。

シェルターの中で生活している間は、こども・若者と職員と一緒に協力して関係性をつくり上げていたり、あるいは将来につなげていく、そういった取組だと思いますので、職員やシェルター側は、こどもたちを尊重する。だから、あなたたちも私たちのことを尊重して真摯に取り組んでほしいという、そういった一文があってもいいのかなと思った次第です。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。こども・若者の主体性を尊重した関わりをつくっていくという内容が書かれているといいということかなと思います。

あと、初めにおっしゃった、同意のレベル感についてはどんな感じでしょう。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

○初鹿課長補佐 1 ページ目の、利用者の同意を得るところですけれども、ルールについて知らなかったとか、聞いていなかったということが起きないように状態にしていたきたいということを想定しています。

ここの部分は、必ずしも利用契約を御本人が結んでいる場合だけでなく、児童相談所が間に入っている場合であっても、ケースとしてあまりないかもしれないですけれども、親が契約者になっている場合であっても、利用者本人がルールを知らないような状況がないように説明をして同意を得てほしい、そういったイメージで書かせていただいているところでございます。

2 点目の御指摘については、このガイドライン自体は、都道府県ですとか、事業の実施主体向けにつくっていくものではあるのですけれども、先生が御指摘の、どういうふうになんに入れ込めるかというのは考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

○川松座長 ありがとうございます。同意の部分に関して、シェルターを実際に運営されている委員の皆様、何か御意見はございますか。どんな感じで運用されているか。「聞きました」にチェックを入れてもらって、サインしてもらおうかどうかというその辺り、実際の運用は各シェルターで悩まれるところだと思いますけれども。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 具体例があったほうが良いということなので。

うちの場合は、約束事という感じで紙に書いてあって、それを職員が説明してお渡しします。サインまではしてもらいません。だけど、気になることがあったら質問してもいいよというふうにしているレベルです。

○川松座長 そうした例を基に、御記載いただけたらなと思います。

ここの部分について、ほかにはございませんか。

では、私から気になった点です。

1 ページ目の 2 つ目の黒四角の 3 行目、「こども・若者の意見を十分踏まえて、定期的な点検・見直しを行うことが望ましい」が青になっていますが、一度決めたルールは変えないということではなく、絶えずこどもさんたちの意見を踏まえながら見直していくことは必須項目のような気がいたしました。なので、ここは黄色に下線でもいいのかと感じたところです。文章表記が必須項目は「必要である」と書かれていて、推奨するとか、努力すべき項目は「望ましい」と文末に書かれているので、ここは「必要である」と書かれたほうが良いように感じました。

それから、次の黒四角の内容ですが、12 ページのほうには個別的対応は黄色として書かれていまして、内容的には同じような内容だと思います。個別性に配慮した対応をすることで、これも必須項目ではないかと感じました。1 ページ目は全て黄色でもよろしいのではないかと感じたところです。御検討いただけましたらありがたいなと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

少し気になりましたのが、2ページ目の上半分で、上の○の「居心地よく安全に生活する観点」と表記されていまして、次の○も、「安全・安心に生活する観点」と書いてありまして、両方安全に生活する観点なので、内容の違いが明瞭でないように感じたところです。その前からの修飾語を読めば、「お互いに居心地よく生活すること」と「安全・安心」で、ニュアンスの違いはあるのかなと表題からは分かりますが、具体的な違いが分かりにくいように思いましたので、表記の仕方について工夫してもいいのかなと感じたところです。御検討いただけましたらと思います。

馬淵委員、お願いします。

○馬淵委員 質問ですが、その前に、うちのカリヨン子どもセンターの同意は、大人2名以上をマストとして、ルールについてこれを守って住居したいですという申込書にサインをいただくという形にしています。

私が気になったのは、全体的に、退所後も含めた支援をしていく前提で、こども若者シェルターを運用されていくような感じですがけれども、支援を受けたい人はそれでいいでしょうけれども、例えば、支援は受けたくない、大人は関わらなくていいけれども、寝る場所が欲しいという人がいた場合に、それはどうするのか。支援に乗らない場合は受け入れないのか、あるいは、支援なしで受け入れるのか。2か月をめどと書いていますけれども、例えば半年、とりあえずその場所が欲しい。出ていってはまた戻ってきてという根なし草みたいな形でふらふらされた場合は、シェルターとしてどう対応することを考えているのかお聞かせください。

○初鹿課長補佐 シェルターの対象者については、前回の検討会でも議論しましたけれども、虐待等で居場所がない、主に10代から20代のこども・若者を想定しておりまして、今この瞬間に寝る場所もないという子が来た場合には受け入れて、退所後のことを何も考えていないからという理由で対象者に乗らないということはないと思っております。そういった子も対象になってくると思っております。

一方で、入っている中で、実際にずっとその場所にはいられないという前提に立つと、そこで生活を整えていく中で、退所後のことも、それから先の生活のことも少しずつ考えていけるようにしていくことが必要なのかなと考えているところでございます。

期間の部分は、この場所は一時的な緊急的な場所ということで、事業の実施要綱には2か月をめどとして書いていますが、事業の実施要項上でも、こどもの状況に応じて2か月を超えることも想定されると書いているところでございまして、まさに退所後のことも見据えた状況になれるかどうかで、必要な期間は変わってくるだろうと思っております。

○馬淵委員 さらに質問ですが、途中で支援に乗らない子は、御退去いただくイメージですか。このガイドラインを見ると、「支援をしなければならない」と強めに書いてあるので、支援に乗らない子は途中から、「すみません」というふうになってしまうのですか。

○川松座長 この辺り、委員の皆様の御意見はいかがですか。何かお考えがございましたら

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

お聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

私も児童福祉司をしていて、自立援助ホーム等にお願ひしたお子さんと、居つかなくて無断外泊になってしまうお子さんがいらして、戻ってくるお子さんもあれば、戻ってこないお子さんもありますよね。お話を仕切り直しをしようと思いますが、なかなか話に乗ってこない。自立援助ホームのルールにもなかなか従ってくれない場合もあって、実際には退去になる事例はありました。

子ども若者シェルターで設けているルールが守られないような場合、例えば、友達を連れ込んで飲酒をしている場合は、「お約束と異なるので」という話をするところもあるのかなという気がします。個々のケースによって変わってきますよね。基本スタンスは支援をするということだと思いますが、乗らないお子さんについては、やむを得ない場合もあるような気はします。ただ、そこをどう表記するかは難しいところだなと思います。

棚村委員、挙手されていますが、いかがでしょうか。

○棚村委員 この問題は、結局、シェルターの入所対象者をどの範囲で考えるかということと非常に連動していると思います。ざっくりと、このガイドラインでは、事業者で支援なりケアが必要で適切であると認めた人が対象になっていることが大切なところだと思います。入所拒否ができるかというのはなかなか難しく、入る段階でいろいろな形で制約をすると、支援のチャンスを閉ざしてしまうことになると思います。

説明したこと、約束事、ルールを最低限度守らなかった場合にどういうペナルティーがあるかということ、これはお互いの合意で決めたことなので、承認されたルールに違反した場合にはそこから出ていってもらうとか、場合によっては、生活上のルールを守らなかったから、こういうことを新たに約束してほしいとか、約束事を守ってもらうための実現の仕方というのは違反の回数、内容・程度・周りへの影響・改善の見込みなどを勘案して、その手段もいろいろあると思います。もちろん、一回の軽微な違反や問題だけでいきなり出ていけという話にはならないと思います。

その辺りのところは、あくまでも合意とか約束でルールを決めて、そのルール違反がどの程度でどんな内容なのかで変わると思います。つまり、最初から居場所だけ確保できて、ルールも何も従う必要がないということになれば、いろいろな問題が出てくると思います。支援を受ける気持ちもないとか、いろいろなことが明らかになってきたら、まさに入居対象者としての適格性や入居の必要性、支援の妥当性などが問われると思います。

どこの組織もそうだと思いますが、自分たちで決めたルールとか規律に違反したらペナルティーというのはあると思います。ただ、ペナルティーというのは、あくまでも本人の利益になるためのペナルティーであって、それから、秩序を維持するために、先ほど川村委員からもありましたが、職員に対するハラスメントとか暴言・暴力があれば、刑事事件になる、ならないは別として、まさに施設内の秩序を維持するためには、行動に一定の改善が認められなければ出ていただくということが起こってくると思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

その辺りも、最初から入居制限という形で、明白な場合にはそういうこともあるかもしれませんが、基本的には受け入れながら、指導改善を求めてコミュニケーションや指導助言をしていく。最低限の生活ルールや当たり前の約束事を守っていただくというのは、かなり重要なことではないかと思います。ただ、違反の程度で、形式的に違反があったからとか、支援とか指導に乗ってくれないからというだけで追い出すのはシェルター事業の本来の趣旨に反すると思いますので、支援対象者としての適格性、支援継続の必要性や妥当性の問題であり、事業者としてどのような基本方針で支援に臨むかの問題だと思います。

入居時にしっかり説明し、一緒に生活をしている中で注意とか説明を繰り返しても改善が認められないときは、ここでできるのは、強制力を持った何かではなくて、合意に基づいた入居とか生活ですので、最悪の場合は出ていただくとか、一定の期間を終えたら退所していただくということもあると思います。ただ、すぐに退所するとかペナルティーが出てくるわけではなくて、あくまでも双方のコミュニケーションの中で、円滑な形で支援に結びつける努力はされたけれども、それが受け入れてもらえない。そして、ほかの方にも迷惑が出るとか、そういうようなことが生じた場合のルールづくりというのは必要だと思います。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。

大山委員、お願いします。

○大山委員 私の今までの入所してきた方の経験の話ですが、いろいろなニーズでこどもが入ってきます。例えば児童相談所を経て、親から保護してほしい、だから、場所を秘匿してほしいという女の子もいれば、ホームレスみたいにしていて、とりあえず住む空間が必要というこどももいます。

入所の時点での同意というときに、私たちはあなたに対して何のお手伝いができるだろうという話はしています。例えば、自由になりたいとか、今日どうしても住むところがないとか、おなかが空いたとか。住むところに困ってないし、御飯も全く困ってないという子はそんなになくて、とりあえず荷物を置いておきたいとか、いざというときは帰ってきたいというニーズもあって、全く支援がいないという子は、話を聞くとそんなにいないです。

なので、その子がこのシェルターにおいて何をしてほしいのかということは入所するとき聞いておいて、御飯と住むところと、とりあえず安全な空間が必要だといったらそれですし、絶対にお父さんに見つかりたくないから守ってほしいと言われれば、それに対して私たちは努める。それぞれのニーズを最初に確認しておいて、それにお応えできなくなったときに、またこどもと話をする。

例えば、「何日も帰ってこない、私たちはあなたの安全は保障できない。危ない目に遭ったときに助けられない状況だよ」とか、「ずっとお部屋にいないと、緊急の子が入れない状況になるから、そういう子のためにお部屋を空けてほしい」とか。そうすると「毎日帰ってくればお部屋にいられるの？」という話になったりするので、こどものニーズを確認し

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

ていくということを、私たちは同意の時点でやっています。そのニーズもどんどん変わっていくので、定期的にお話をしながら「私たちは、これからこういうふうになっていくね」ということをこどもと相談しながら、ルールに関して、入所に関して、退所に関して相談していく。そういうやり方一つあるのではないかと思います。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。こども・若者の気持ちを聞かせていただきながら、どんなニーズを持っていらっしゃるのかそのつど聴き取って、それに対して提供できる支援をお話しして、対話を繰り返していく中で約束事を確認する。ただ、うまくいかない事例も中にはあるだろうということですが、できるだけ支援ができるように対話を繰り返していくことになるのかなと思います。こういうふうになったら退去を求めるというふうな記載までするかというと、難しいところもあると思いますので、記載の仕方についてはまた御検討いただきながら、引き続き委員の皆さんから御意見を伺えたらと思います。

野田委員、いかがですか。

○野田委員 3枚目の生活上のルールに関する留意事項についてですが、シェルターによっては、携帯電話の使用が割と緩やかになるシェルターもあると考えられますが、運営する事業者によっては、こどもたちの居室に Wi-Fi をつなげていくということもあり得ると思います。こども若者シェルターができるとしたら、その形態に近い自立援助ホームとかあると思います。私どもも自立援助ホームをしまして、Wi-Fi をこどもたちが利用できるように飛ばしているのですが、Wi-Fi が飛んでいることで、夜中ゲームをして、次の日に学校に行けないとかバイトに行けないということが問題になっています。

父権的ではありますが、平日は10時までしかWi-Fiは利用できませんというふうにしなないと、次の支援先につなげるにしても、あるいは自立するにしても、昼夜逆転して、次の支援先でも職員とコミュニケーションが取れないということも考えられると思います。具体的すぎる話ですが、Wi-Fiをつなげる事業者も考えられるため、利用時間のことなどについて、こどもの利益を損なわないような時間帯にすることが望ましいと思うので、そういったこともあったほうが良いのではないかと思います。

○川松座長 ありがとうございます。通信機器の利用時間帯について、とても参考になるお話だと思いますので、そうしたことも踏まえた記載を御検討いただけたらと思います。

時間的に、次の部分に移らせていただきたいと思います。まだいろいろと御意見おありだと思いますので、継続して事務局のほうに御意見をお寄せいただけたらと思います。

次のセクションは、「4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保」ですが、そのうちの4～9ページの範囲での御意見を伺います。シェルター入所中の必要な支援、シェルター入所期間や回数の設定、特別な支援ニーズや医療支援が必要な場合等々に関する部分です。

御意見のある方は、挙手機能でお願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

では、田所委員、お願いします。

○田所委員 これを読んでいて、相談支援から緊急に受け入れて、その後まで全部をこの団体でやるのが前提になっているのかなど。私どもの団体は、基本的には、児童相談所とか障害の相談支援事業所から受けるケースのほうが圧倒的に多いです。そういう場合ですと、主たる支援者は、我々ではなくて児相であるとか相談支援事業所なので、支援計画はうちがつくる話ではないのかなというのが1点です。

それから、綿密な連携みたいな話が結構ありますが、これは私たちも大切だなと思っています。これを行っていく場合、先ほどもお話がありましたが、我々NPOが、連携が必要だと思われるところに声をかけても、つきあいがあるところは別ですけれども、つきあいがいないところで特に公的な機関だと、ぞんざいな扱いというか、一体お前は何者みたいな感じになるケースが多いです。綿密な連携は必要だと我々も思っていますけれども、これを書き込むのであれば、綿密な連携の相手として考えられる行政機関などに通知を出しておいていただかないと厳しいかなと思いました。これを前提とされる、必須とされるのであれば、ぜひそれはお願いしたいところです。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。連携先として想定される機関も多岐に渡る可能性があるので、どこまでの範囲かということはあるかもしれませんが、御検討いただけたらと思います。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今の田所委員のお話と同じ部分ですけれども、逆の視点になります。シェルターに来るということは、その子は、今その時点で行き場がないから来ているわけなので、入所したこどもが退所するときに、その問題が解決していないのに退所するということは本来あってはならないと思います。それは当該機関がやるのか関係機関がやるのかは別として、御飯を食べさせて2か月たったから、では、さようならというのでは何のために保護したのだということになると思います。

4ページのこども若者シェルターの支援内容の出だしの部分に、利用するこどもの「一時的な居場所の確保だけに留まらず」の後に本来続くべき文章は、「その子の安全・安心な居場所につなげる」というような、それを当該機関がやるか関係機関がやるかは別として、そこまで責任を持って支援をするという、そこが一番最初にあったほうがいいのではないかなと思いました。

次ですが、7ページと9ページに絡みますが、医療のところです。

7ページの「追加的な機能」で、「心身の不調への対応」と書いていただいています。そもそも心身の不調は追加的な機能なのかという気がするのですけれども、病院に受診してもらうというのはとても大事なことです。9ページにいろいろ書き込んでいただいています。この状態だと、現実にシェルターをやっている人たちは、今、具合が悪いといって、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

入院させていいかどうかというときに、医療費はどこから出るのか分からない状態で対応しなければいけません。これは想定なハードルの高さだと思います。

普通の受診検査でも何万円コースですし、入院を伴ったら10万円とか一気に吹っ飛んでいくので、このお金の出どころが見えないうちは受診をさせないのかといったら、そんなわけにもいかないのが、医療のことは、ぜひ整理していただきたいというのが2点目です。

3点目は、8ページの入所期間の話です。一番上のところで、入所期間は1日からおおむね2か月までの比較的短期間だけれども、「こどもの最善の利益の観点で妥当である場合には、2か月を超えることも想定される」と書いていただいています。それこそ一時保護の現在ある司法審査も2か月ごとに延長となっていますが、こういうニュアンスで書かれると、2か月で、次1回延長するけど、最大4か月みたいに何となく読めてしまいます。

現実に入所してくる子どもたちは、うちも平均を取れば2か月弱ぐらいにはなりますけれども、3か月を超える子が3、4割いて、長くなる子はどうしても長くなります。このニュアンスだとせいぜん4か月みたいに読めてしまうので、必要な期間はちゃんといられる。最初の話につながると思うのですが、時間が過ぎたから出ていけではなくて、「安全・安心な居場所が確保できるまではいい」ということが分かるようなニュアンスに修正してもらえるといいかなと思いました。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。最初におっしゃったのは、次の安全・安心な居場所、次の支援先につなげるように記載が必要だと捉えてよろしいですかね。

○高橋委員 そうです。少なくともそれまでの間いさせてあげるところというのが、シェルターという言葉の意味だと思います。時間が過ぎたら出ていってねという場所ではないはずだということです。

○川松座長 その期間についても、書きぶりを御検討いただけたらと思います。

それでは、薬師寺委員、お願いします。

○薬師寺委員 児童相談所で中高生の子どもたちの一時保護が多い中で、今、高橋委員がおっしゃったように、一時保護所のオープン版というか、子ども・若者の意向とかニーズを尊重したシェルター、保護する場所という意味でいうと、必要な時間、必要な支援が受けられることを前提にしないといけないなと改めて思いました。

その中で、今、保護をしている子ども・若者を見ると、5ページにありますような、「子ども・若者に対する職員の接遇」とあるのですが、支援の根本的なところでいうと権利擁護とトラウマインフォームドケアという、症状を抱えた、暴力を受けてきたとか、暴力を振るってしまうような子どもたちが多く、そういった理解をされないとか2次的被害を与えてしまいかねないということがありますので、ここは必須事項なのかなと思いました。

期間については、一時保護所は次の措置先が決まるまでの緊急安全確保というところと同じように、子ども若者シェルターについても、次のところが確保できるようになるまで支

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

援を求められるのであれば、そういったところをきちんと保障することが基本的な考え方になると私も思いました。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。5ページの3つ目のパラグラフは、12ページの権利擁護やトラウマインフォームドケアは黄色で書いてありますので、私もここの3つ目のパラグラフは黄色にすべき項目ではないかと感じました。薬師寺委員のお考えと同じですが、必須項目にさせていただいたほうがいいのではないかと思ったところです。

野田委員、さっきおっしゃりたかったことはいかがですか。

○野田委員 高橋委員と薬師寺委員が触れてくださっている面もありますが、加えて述べさせていたきたいのが、18歳以上で児相の継続がなかった青年が入ったとして、児相が次の支援先を探してくれるわけではないというのは当たり前ですが、青年移行期の若者は圧倒的に資源がないので、この書きぶりだと過度なプレッシャーになりかねませんので、もうちょっとゆとりを持たせていたきたいという意見でございます。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。

黒田委員お願いします。

○黒田委員 3つほどあります。

まず5ページ目、黒四角の一番目の下のほうの、「十分な居室面積の個室を確保することが原則である」ということですが、十分な居室面積というのがどれぐらいなのかというのが一つ気になります。

2つ目に、5ページ目の黒四角2つ目、「性別に応じて居室のフロアを分けて安全管理を徹底する」とあるのですが、想像ですけれども、居室のフロアを分ける部屋の大きさがなくて、男性限定のシェルターだとか、女性限定のシェルターに分けるというところが出てくると思うのですが、そうしてできたときに、こども・若者シェルターに性別の偏りが生まれる懸念はないのかなと思いました。

あと、9ページ目の黒四角の4つ目と5つ目、「シェルターを利用する児童に医療が必要な場合には」というところを読んでいて、まず児相、その次に医療というのを感じました。一時保護委託の手続きが済んでいない状態でも、緊急の場合は現実的に救急車を呼ぶことになると思います。あと、「18歳以上の若者に医療が必要な場合」というところも、シェルターに要保護責任が生じるから緊急搬送したほうが良いというような、若者の命というよりもシェルター側のためという感じがするので、書きぶりを変えたほうが良いと思いました。

以上です。

○川松座長 大事な御指摘、ありがとうございます。

ところで、居室面積については何かプラン等ございますか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

○初鹿課長補佐 具体的な数字をもつての回答でなくて大変恐縮ですけれども、最初に書かれた「健康で文化的な住生活を営めるよう」というところが、十分な個室面積がどのくらいの広さかということの概念的なイメージになっています。今、事業の実施要綱上でも、具体的にどのくらいの面積かということまでは、示してはいないようなところではありません。

○川松座長 ありがとうございます。一時保護所の基準等、可能性があるかもしれないかなという気がしました。

あと、男性用、女性用に偏りがいいかという点について、なかなか予測が立たないと思いますけれども、何かコメントはございますか。

○初鹿課長補佐 「居室の適切な設定・管理に十分配慮する」というところの例示として、「性別に応じて居室のフロアを分けて」という形で書きましたが、必ずしも性別が同じであればトラブルが起きないわけでもないとも思っています。この部分、こういう形で例示をガイドライン上で出すのが適切かというところ、それ自体は検討させていただきたいと思えます。

実際にシェルターを運営されている団体によって、男性用、女性用に分けるかどうか、同じ中でフロアを分けるか、取扱いは様々だと思っております。居場所が必要な方が十分に入れるような形で我々としても事業を進めていきたいと思っておりますが、どういうふうにしていくかというのは難しいところもあると思っております。

答えになっていなくて恐縮です。

○川松座長 とても繊細な部分で難しいところだと思います。この点は、引き続き御意見を、今日でなくても結構ですので伺っていきたく思います。

川村委員、お願いします。

○川村委員 まず、居室面積のことについては、一時保護ガイドラインには「8平米以上」という記載があったと記憶しています。参考になればいいかなと思います。

細かいのが幾つかあるのですが、8ページの1項目目に、「こどもの最善の利益」と書いてありますが、ほかの文章と統一して「こども・若者の最善の利益に」されたほうがいいかなと思います。

それから、5ページ、宿泊を含む居場所の提供の部分ですけれども、どこかの部分に、「できる限り家庭的環境や家庭的な雰囲気を提供することが望ましい」という記載も入れたらどうかと思います。

それから、3項目目、先ほど薬師寺委員や座長からもお話があったように、ここは青のハイライトではなくて、黄色のハイライト。特に文言に関して、「依存」については、「関係性に陥らないよう留意すべきである」というマイルドな表現で問題ないと思ったのですが、「暴力、搾取、2次的トラウマ」については、あってはならないものとして強い表現を使ってガイドラインに記載すべきではないかなと思えました。併せて、この会の最初のほうで薬

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

師寺委員から話があったように、虐待の防止であったり、体罰の禁止、これも言葉としてガイドラインにあっても悪くはないかなと思います。

7ページの追加的な機能のところ、苦情解決の仕組み、あるいは意見を聞く仕組みを、どのレベルまで求めるかは別として、そういったものもガイドラインで触れたらどうかなと思います。

9ページ、特別なニーズへの対応ですけれども、一つは「性的指向およびジェンダーアイデンティティーに配慮が必要なこども・若者や、国籍が異なるこども・若者に対しても、十分な配慮が必要である」という一文も、ガイドラインに加筆してはどうかと思っています。

これが最後ですけれども、1項目目の3行目に「支援ニーズを表明しなかつたりする」という表現があるのですけれども、表明したくてもできないこども・若者もいると思いますので、書きぶりとして「こども・若者がニーズを表明しない」という言い方は、大人本意、援助者本意の視点になってしまうので、清書していく際に、1行前の部分に合わせて「支援ニーズを表明することができなかつたりする」という表現を使っただけであればと思います。

以上です。

○川松座長 いずれも、とても大切な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。いずれも含み込んでいただくように御検討をお願いしたいと思います。

苦情解決の仕組みについては検討が必要だと思いますので、引き続き御意見を伺いたいと思います。

薬師寺委員、お願いします。

○薬師寺委員 医療のところ追加ですけれども、高橋委員がおっしゃったように、一時保護委託であればすぐに児童福祉法で受診券がつくられて、医療に関しては費用がすぐ出るので、そうしたら、全部のこども・若者を一時保護委託するのかという話になりますし、こども・若者が自らシェルターを利用したいと言ったときに、一時保護委託を嫌がる若者もいると思います。

そのときにタイムラグが生じて、一時保護委託に納得するまでの間、数日かかったりします。でも、妊娠の可能性があると、精神薬を常に飲まないといけないこどももいますので、そういった中で保護者の健康保険証が使えないと、次の生活保護なり一時保護委託、児童福祉法による受診券の利用までの間は、実費をシェルターが負担しても必ずすぐ入りたいなことがないと、医療が必要なこどもが多いので、そういった点の御配慮もお願いしたいと思います。

以上です。

○川松座長 御検討をお願いします。

濱畑委員、お願いします。

○濱畑委員 全体的な話になりますが、そもそもこの事業の対象者が、どんなこども・若者を対象に考えているのかよく分からなくなってきた、というのが、この検討会の一番初めの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

頃の話では、家庭に虐待などがあって、一時的に家にいられないようなお子さんが、若者が集まるようなところに今行っているの、そういうお子さんが安全に過ごせるようにということが最初のきっかけというお話がありました。

ただ、今出てきているものの前提としては、既に家には帰らないということを決断していて、そちらの方向に進んでいくことを前提とした記述が多くて、家庭に帰るという選択に向けての記述がほぼ見られないので、趣旨が変わってきたのかなと感じているところです。児童福祉法の家庭養育優先の原則を踏まえても、まずは家庭で安全・安心に暮らす可能性がないのかという支援をやっていくことが必要ではないかと思うのですが、そのための人的、予算的なものが準備されていないということなのかなと感じます。

それと、先ほど薬師寺委員からもありましたが、医療費のところでの一時保護委託については、この制度と一時保護委託はそもそもの性格が全く違って、この制度は民間同士の契約に基づくものですし、一時保護委託は、本来司法が関与した上で行政が行うようなものであるの、医療が必要だからという理由ですぐに移行できますよという書きぶりはいかななものかなと思います。

以上です。

○川松座長 家庭復帰される事例はあると思いますので、目的が変わってきているわけではないと思いますけれども、そのトーンが弱いということかなと思われましたので、そうした記載を補う必要があるのかなというところです。ありがとうございます。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 先ほどのお話に関連して、事業の利用者像が、家庭に居場所がないこども・若者ということで、かなり広めを取っているのかなと理解しています。そうした中で、児相による一時保護とか、施設入所を望まないこどもをフォローする事業と理解していますので、個々の利用するケースによって、相談を受けていく中でいろいろ背景を聞いていくと、深刻な虐待があったり、ネグレクトがあって、事業者だけの支援ではどうしても行き詰まってしまうというところでは、児童相談所に通告いただいて、児童相談所の援助の下で一時保護するというケースも場合によってはあると思います。間口を広く捉えていて、必ずしも全てが要保護事業に当たる児童ではない場合もあるのかなと認識しておりました。

そうしたときに、さっきの医療費の問題についても、一時保護委託で救える場合もあると思いますが、そこだけの仕組みでフォローできるかということ、難しいケースもあると思いますので、いろいろ想定しなくてはいけないのかなと思ったところです。

○川松座長 ありがとうございます。「医療が必要な場合には、親権者等による医療同意を得ている等の事情がある場合以外」という注釈が書いてあるので、「全て」とは書いてないと思いますが、児相の一時保護を活用して対応することも「考えられる」という表記ぶり等、検討いただくこともあるのかなと感じました。

田所委員が提起された内容に戻りたいのですが、支援計画が黄色マークになっていて、支

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

援計画をつくることを求めています。児相の一時保護委託の場合、シェルター単体で支援計画をつくれぬケースももちろんあって、支援機関の主体が児相である場合等は、児相の支援方針に基づいているのでシェルター単体ではできないわけで、関係機関と協議した上で一緒につくっていくことになると思います。

ただ、そうであっても、入所期間中にどういう支援をしていくかというのは、ある程度プランを立てられるのではないかと思います。全く自由に過ごすということではなくて、生活の中身については、程度の差はあれ何らかのプランをお持ちになっているのではないかと思います。だから、「支援計画をつくる」という記載はあってもいいのかなと思ったのですが、この点はいかがですか。

○田所委員 座長がおっしゃる意味はよく分かっておりまして、いわゆる、シェルターにいる間、例えば、場合によっては学ばせるとか、学んでほしいとか、こういうことができるようになったらいいよねみたいなものを、支援計画という名前でということはあるのではないかというお話だったので、それは十分あり得ると思っています。

ただ、そういうものをつくるにしても、主たる支援者、例えば、一時保護委託を依頼された場合は児相、障害の相談支援事業所だったりした場合はそういうところから、詳細なデータを共有していただかないとつくれぬです。ですので、支援計画というものをそういう意味合いでつくれという形で書かれるのであれば、関係機関に、NPO であるようなシェルターであっても、個人情報の秘匿義務を果たしたような契約を結んでも構いませんので、情報の共有をぜひともお願いしたいです。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。児相が、例えば施設に措置する場合も、児相で延長方針をきちんと書式に書き込んで、それを施設のほうにお届けをして、それに基づいて自立支援計画をお立ていただくという関係になるので、他の支援機関が関わっている場合は十分協議した上でつくっていく。情報共有を十分図っていただくということは、追記していただくのがいいのかなと思いました。御検討いただけたらと思います。

○初鹿課長補佐 先ほど、濱畑委員から、家に帰るといことが選択肢としてないように見えると御指摘いただいているかと思いますが、確かにその要素は、この中に入っていないところではございます。一方で、退所先として、家庭というのは当然考えられるところだと思っています。

具体的に何をシェルターでやっているのかという部分が、家庭との調整という観点において、現実にシェルターを運営されている委員の中で、家庭との調整をこういう形でやっていますとか、そういった何かイメージのようなものがあれば、この場でも大丈夫ですし、追ってでも大丈夫ですので、御教示いただくと検討の参考になるなと思っています。

その部分は、配慮されているわけではないですけども、書いていないというのは、そのイメージがついていないというのもあります。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。てんぼさんやカリヨンさんの場合などは、こども担当弁護士であるとか、児童相談所が動きながら家族関係調整を行っていて、シェルターが主体というよりは、関係機関がしているところがあると思いますけれども、そこをどうやって共同していくかという観点になるのかなという気がします。

気になっているのが、4ページの3つ目のパラグラフ全部黄色マークになっていますが、一番下の行の「シェルター事業者の独自性や専門性に応じた追加的機能」については、一律に言えないような気がしますので、ここから先は青でもいいのではないかと感じたところです。御検討いただけたらと思います。

それから、6ページ目の2つ目のパラグラフの「当該機関と密に連携」は、先ほどしていた議論と同じですが、必須ではないかと思います。12ページには、関連している部分が黄色になっているので、6ページの2つ目のパラグラフは黄色マークではないかと感じましたので、御検討いただけたらと思います。

時間的に押してきているので、次の部分に移らせていただきます。

最後の10～13ページに当たる部分で、トラブルへの対応、退所後の支援、人材育成・確保に関する部分です。10ページ以降の部分について御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○薬師寺委員 自立援助ホームで支援していただいているこども・若者も同じですが、こども若者シェルターが、11ページですけれども、就労支援をするときに、実際に同一法人内の別の事業所を利用しながら自立支援を図るというのもいい方策と思うのですけれども、こども若者シェルターとの契約と同一法人内の別の事業所で働くとか、一度体験するということは、また別の契約になると思います。

そのときに、最後の行に書かれている「こども・若者の就労意向等の確認を行う」というところが必須になるのかなと思います。実際にどんなところで働きたいか、どんな将来を望むのかということと併せて、就労意向なり、ここで体験していききたいかどうかという意向の確認を必須にするというところがあるのかなと思いました。

以上です。

○川松座長 11ページの真ん中の部分の最後のところは、黄色マークにしたほうがいいということになりますか。「こども・若者の就労意向等の確認を行うことが求められる」とか、必要であるという書きぶりにしたほうがいいということになりますか。

○薬師寺委員 はい。

○川松座長 ありがとうございます。御検討をお願いいたします。

川村委員、お願いします。

○川村委員 13ページ、人材のところですが、これは一部なのかもしれませんが、人材の確保の部分がないように見受けられます。実際に人材の育成はたくさん盛り込んで

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

書いていただいておりますが、確保の部分も同じように大切に書いていただきたいと思っています。ガイドライン全体では、職員に対してたくさんを求めているので、求められる資質に合うだけの人材の確保や人材の育成のフォローも含めて厚く書いていただけると、すごくいいかなと思っています。

人材の育成の部分について気になったのが、2番目の項目「実施主体が法人内で別事業を実施していたり」というところです。法人内の別事業を経験してねとか、関係機関の関連事業を経験してねというふうに読んだのですが、現場にそういったことを積極的に促すのはあまり現実的ではないと個人的に感じました。別事業というのが、こども・若者の事業でない場合はあまり効果がないと思いましたので、この辺りの表現は難しいなと感じました。

最後、提案ですけれども、これは人材の部分もそうですし、7ページの2項目目にも関連しますが、都道府県等が核となってこども若者シェルターに係る地域や全国のネットワーク、連絡会、会議体を構築・推進して、その事例検討や研修、学習会等行うことで、支援の質の向上や支援者の困りの解消、有益な情報の共有等をネットワーク的に図っていくことも重要ではないか。この音頭は1NPOが主体では難しいと思うので、行政等に担っていただけるといいと思います。

それから、子ども若者シェルター業界の集まりだけでなく、例えば自立援助ホームや新しくできた社会的擁護自立支援拠点事業の中の、一時避難的かつ短期間の居場所の提供というメニューがあるので、似たような近接領域の支援者や団体が融合的に集まれるようなものも、将来的に検討していけると有意義なのかなと思いました。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。川村委員から、ここの部分は厚く書いてほしいということですので、御検討いただけたらと思います。

共通した課題を持っている皆さんが集まって、情報共有したり、工夫を持ち寄りすることで元気が出るので、そういう場をどういうふうにつくっていけばいいか。行政主体なのか、民間の方たちで工夫しながらやっていくのか、その辺りはいろいろとやりながら検討していくことが必要かなという気がいたします。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今の話と関連しますが、最初に言ったのと同じで、水色で、あれもやれたほうがいい、これもやれたほうがいいと書いていただいておりますが、お金がかかるので、お金を出してくださいということです。

具体的に言うと、人材育成は現場としてもやりたいのですが、有給を確保してあげた上に人材育成で研修に行ってもらおうと思ったら、基本スキームの人数体制では、シェルターは回せませんよねということをもとに共有していただいて、本気でそこを考えるなら、人的配置をそもそもプラス1にするとか、そういうイメージでやっていただかないと、この人数で労働環境も整えましょう、研修にも行ってもらいましょうと言われるのはなかなか厳しいで

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

す。それは現実的にどうなるかという、法人が持ち出すか、働いている人の給料単価が下がることになってしまうので、せっかくつくっていただくなら、現実的に回せるようなイメージ感を持ってもらえるといいかなというのが1点です。

もう1個、11 ページで退所者の集まりのことを3つ目に書いていただいています。実際に事前で伺ったら、元利用者と現在の利用者がオーバーラップしてコミュニケーションを取っているところもあるということだったので、記載自体を変えてくださいという趣旨ではないですけれども、うちの場合、元利用者と現在の利用者は、基本的に交流はしないです。

元利用者といっても、生活が安定していない人がほとんどなので、その人と、現在まさにホットな状態の困っている人たちが交流することによって、どちらにも過度な負担がかかる状態になると思っていますので、うちの場合は、元利用者のコミュニティーをつかって、退所したらそっちに顔を出すようにしています。その辺のイメージが団体によって違うかもしれないですが、なかなか難しいだろうなと思って読みました。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。それが定型だという捉えられ方をしないほうがいいかもしれないですね。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

10 ページ目の3つ目のパラグラフで、「連絡なく外泊等をされた場合に、こども若者シェルターでは必要な対応を行った上で」という、「必要な対応」というのが何を言っているのか少し分かりにくいような気がしました。一般的には、警察に捜索願いの相談をすとか、あるいは関係者に情報供与を求めるとか、そういったことが考えられると思いますが、必要な対応というのがいまひとつ分からない分かりにくい気がしました。

○初鹿課長補佐 御指摘いただいた10 ページの1ポツ目の部分は、何かトラブルがあり、刑事事件に発展するような状況になったような場合には、必要な対応していくという形で、その状況によって法令でやらなければいけないことをイメージして書いています。

○川松座長 3つ目の、無断外泊したとき。

○初鹿課長補佐 ここについては、御本人に連絡を取ろうとするですとか、何かアクションを取ってくださいというような、かなりふわっとした意味で使っているところではあります。

○川松座長 ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。

さっき川村委員がおっしゃったところでは、人材確保が大事ではないかというところがありましたけれども、この点では、実際にシェルターを運営されている皆さん、大変御苦労されているのではないかと思いますので、何か御意見などございましたら伺いたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

人材を確保する上で、どういうところに課題があるか、こんな工夫があればいいとか、もしあれば御意見を伺いたいと思いました。あるいは、その後の研修、実際になかなか研修の

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/04>) からご覧いただけます。

場がないのかなと思うのですが、具体的にどういう研修の場がありえるのか。それから、高橋委員がおっしゃったように、実際に研修に出かけられるのかということもあると思います。実際にシェルターを担っていらっしゃる皆様、そう言われてもというところがおありかなという気がするのですけれども、人材確保や育成について課題であるとか、こんなことがあればという御意見をお聞きしたい思うところです。今でなくても結構ですけれども、追加で事務局のほうに御意見をいただけたらと思います。

田所委員、どうですか。

○田所委員 発言しようかどうか、悩んでいたところです。おっしゃるとおりで、うちも24時間365日でやっているのです、正直なところ、例えば研修とか、資質の話のところでは何かを必須化されるとつらいなと思っていました。こちらとしても、資質向上はぜひ図っていきたいと思っているのですが、そこを黄色でやられて、こういうことを絶対にクリアしないといかんみたいに書かれるのは、それを保証していただけるようなものがない限りはつらいところで、どういう発言をすればいいのか悩ましく、座長に見抜かれていたようです。

○川松座長 すみません。ありがとうございました。

野田委員、何か御意見はございませんか。

○野田委員 濱畑委員の御意見を伺っていて思ったことですが、私たち大阪でシェルターをしていく中で、20歳の子、21歳の子で家庭に居場所がない。もともと虐待を受けていて、家出を繰り返していて、さまよっていたという子がニーズとして多数あります。ほぼほぼ19歳、20歳、21歳の子が入所者として多いです。

18歳未満であれば子どもシェルターを運営すればいい話ですが、子ども若者シェルターでいうところで、要項にあるように、基本的に6名になると思いますが、割合的にどうしていくべきなのか。触れにくいところだと思いますが、僕たちは20歳ぐらいの人たちが3名ぐらいいて、児相さんがお困りになっていて行き先がないお子さんがいたら、せめて半分取らせていただくことがいいのではないかと、やる前から勝手にそういうふう想像していますが、ふたを開けたら全員18歳未満ということでしたら、子どもシェルターをもう1軒つくるという話にもなってくるので、その辺の議論は避けられないのかなと思いました。

○川松座長 なかなか難しいですね。どのように分けるかと、線引きが難しいところもあって、実態に応じながらやっていくしかないと思いますが、18歳を上回っているかどうかでかなり対応に御苦労されているのかなと思います。ちょっと整理が難しいところかなという気がしました。ありがとうございます。

全体を通してでも結構ですので、言い残されたことなど御意見はございませんか。

シェルター間の横のつながりという点では、高橋委員や馬淵委員がやっていらっしゃるようなところは全国ネットワークがあって、そこで集まられて、泊まり込んで検討会もされていて、すごく大きな力になっていると思います。多くの子ども若者シェルターは、そういう場はなかなか持たないで活動されていると思います。そこをどういうふうにつながを

